

国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則新旧対照表

改正前		改正後	
(前 略) (寒冷地手当の支給) 第2条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)において次に掲げる教職員のいずれかに該当する教職員(以下「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。 (1) 別表に掲げる地域に在勤する教職員 (2) 別表に掲げる地域以外の地域に所在する施設のうち、その所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して、同表に掲げる地域に所在する施設との権衡上必要があると認められる施設として別に定めるものに在勤する教職員であつて、同表に掲げる地域又は別に定める区域に居住するもの (後 略)		(寒冷地手当の支給) 第2条 (1) (2) (同 左)	
別表(第2条第1項関係)		附 則(令和5年9月総長裁定) この細則は、令和5年10月1日から施行し、別表中市区町村名に係る部分の規定は平成17年2月1日から、防災研究所附属災害観測実験センターの名称に係る部分の規定は平成17年4月1日から、防災研究所附属地震予知研究センターの名称に係る部分の規定は令和4年8月1日から適用する。	
別表(第2条第1項関係)		別表(第2条第1項関係)	
地域(施設等名)	地域の区分	地域(施設等名)	地域の区分
(略)		(同 左)	
北海道白糠区白糠町(フィールド科学教育センター附属北海道研究林)	2級地	北海道白糠郡白糠町(フィールド科学教育センター附属北海道研究林)	2級地
岐阜県吉城郡上宝村 (理学研究科附属飛騨天文台) (防災研究所附属地震予知研究センター上宝観測所) (防災研究所附属災害観測実験センター穂高砂防観測所)	4級地	岐阜県高山市 (理学研究科附属飛騨天文台) (防災研究所附属地震災害研究センター上宝観測所) (防災研究所附属流域災害研究センター穂高砂防観測所)	4級地